

新たな機関の設置について

平成 27 年 10 月

八代市企画振興部企画政策課

I 前回会議における意見

1 素案

地域審議会は、合併の特例的な制度であり、市町村合併の協定に基づき、平成28年3月31日で設置期間が満了します。

地域審議会の廃止後においても、住民の声をきめ細やかに反映させることができるよう「住民自治組織の活用」を素案として提示しました。

2 意見

住民自治組織を活用していくという素案に対し、第31回地域審議会において、委員から次のような意見が出されました。

地域	主な意見
八代	<ul style="list-style-type: none">・住民自治組織では、女性登用、世代構成の点から不十分ではないか。・地域審議会をまとめて一つの審議会を作ってはどうか。・行政として位置付けを精査してほしい。・既存組織を活用してくことで対応できるのではないか。
坂本	<ul style="list-style-type: none">・住民自治組織を活用していけば、意見の集約ができる。・意見を集約できるよう住民自治組織の体制を整えて行く必要がある。
千丁	<ul style="list-style-type: none">・市政協力員と住民自治組織の2組織で対応可能ではないか。・幅広い世代の意見を吸い上げる組織が必要。・各地域にそれぞれの特色が出せるような組織があった方が良い。・地域審議会は役割を終えた。新たな組織で対応した方が良い。
鏡	<ul style="list-style-type: none">・地域審議会の組織を残した方が良い。・地域格差が広がる中で廃止するのであれば、審議会に代わる組織が必要。
東陽	(直接的な言及なし)
泉	<ul style="list-style-type: none">・住民自治組織が軌道に乗るまでは地域審議会を残した方が良い。・住民自治組織とは役割が違う。形は変えても組織は残してほしい。・地域審議会の役目は終わった。今後は別組織でやっていくべき。

全体として

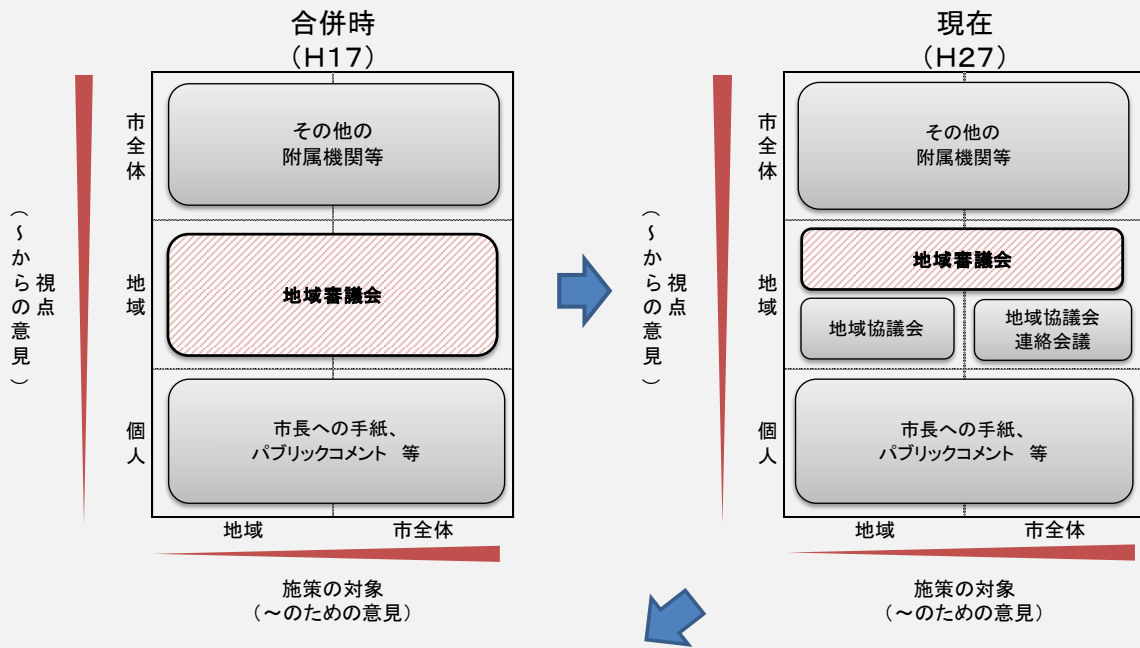
素案の「住民自治組織の活用」に対しては、一部で賛同があるものの、①役割・位置付け、②年齢層や男女の構成、③組織の熟度の点から、全体として慎重な意見が多かった。

3 修正案

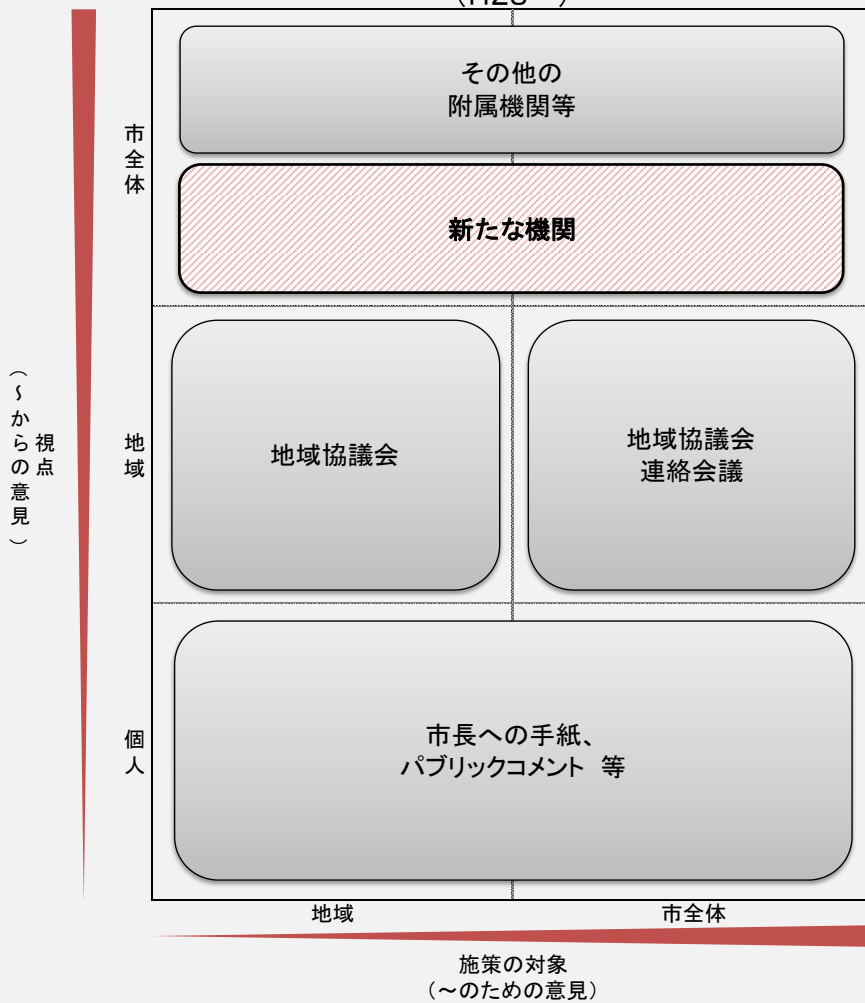
各地域審議会での意見を踏まえ、役割・位置付けを整理したうえで、修正案として「新たな機関の設置」を再提案します。

II 位置付けの整理

「住民意見反映のための取組」の位置付け



新たな機関を設置する場合(案) (H28~)



Ⅲ 新たな機関の設置について

1 基本方針

- ① 「Ⅱ位置付けの整理」の考え方を踏まえ、設置する機関は「広域的な視点を持ち、地域及び市全域の施策等を協議する」ものとし、設置数は市全域で1組織とする。
- ② 委員構成については、地域及び年齢のバランスを考慮する。
- ③ 所掌事務については、他の附属機関等と重複しないこととする。

2 組織（案）

（1）所掌事務

- ① 市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
- ② 次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。
 - ア 市町村合併の検証に関する事項
 - イ 地域に係る施策及び課題に関する事項
 - ウ その他審議会が必要と認める事項

（2）委員

- | | | |
|---------|--------------|------|
| ①高年層の委員 | 地域ごとに男女各1人 | |
| ②若年層の委員 | 地域ごとに男女各1人 | |
| ③公募委員 | 原則として地域ごとに1人 | 計30人 |

※定義

高年層	=	概ね50代以上
若年層	=	概ね40代以下

（3）委員の任期

2年とする。ただし、再任は妨げない。

（4）会長及び副会長

委員の互選により、会長及び副会長を置く。

（5）分科会

必要に応じて、特定の事項について調査・研究するため分科会を設置することができる。

例)「〇〇地域分科会」

新たな組織のイメージ

市長

① 諮問・課題

② 答申・意見

八代市地域審議会(仮称)

鏡地域

東陽地域

千丁地域

八代地域

坂本地域

泉地域

③ 施策の決定・実行

④ 地域住民の意見

地域